

## **[事案 25-149] 契約解除取消等請求**

・平成 26 年 5 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、給付金が不支払いとなったことを理由に、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 7～8 月、糖尿病の治療のために入院したので、同年 1 月に契約した保険契約にもとづき給付金を請求したところ、保険会社から告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金も不支払となった。

しかしながら、以下の理由により、契約解除および給付金不支払は不当であるので、契約解除を取り消して入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 高血圧は通院（投薬）で問題ない範囲に収まっており、告知書に記載しない理由はない。
- (2) 体重は、誰でも分かるほどの過少告知をする意味がないうえ、他社申込時に契約上の問題とならず、そもそも問題になるとの認識はなかった。
- (3) 30 分ほどで契約書類すべてを書かされ、募集人に確認しながら嘘偽りなく正確に記入した。
- (4) 告知書の身長・体重は募集人が記載した。また、(1)は問題とならないよう募集人が隠ぺいしたものであり、責任は保険会社にある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、①平成 21 年に高血圧症と診断され、平成 21 年 3 月～平成 22 年 6 月に通院し投薬を受けていたこと、②平成 22 年 12 月の健康診断結果にて、高血圧が「要受診」判定であることが不告知であり、③平成 23 年 12 月の健康診断にて体重が 139.7kg であるが、同月作成の告知書では 94kg である。上記事実の告知が正しくなされていた場合、契約は引受できない。
- (2) 不適正取扱いの申出について、募集人に聴取を行ったが、申立人から加療歴等、何も聞いておらず、告知書への虚偽記載等、不適正な取扱いはなかったことを確認した。また、申込関係書類（申込書、告知書、意向確認書）の記載を確認し、代筆等を疑わせる不自然な乖離が無いことを確認した。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張は、募集人に対して正確に告知したのに、募集人が告知書に事実と異なる記載をしたという趣旨と理解できないこともないが、申立人は事実を反する告知書が作成された経緯について全く合理的に説明することができない。
2. 告知書の作成は、約2年前のことであり、しかも申立人の勤務先商談ルームで募集人と二人で会って作成したのだから、質問事項に対する回答欄の記入についてのみ覚えていないという供述は不自然である（募集人による告知妨害があったとすれば、経験則上、申立人の

記憶に強く残る事柄であると思われる)。よって、申立人の主張をそのまま信用することができないので、募集人による告知妨害があったとは認定することができない。